

Title	紀伊国潮岬会合
Sub Title	The Shionomisaki Kaigo in Kii
Author	羽原, 又吉
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1950
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.43, No.4 (1950. 10) ,p.239(31)- 255(47)
JaLC DOI	10.14991/001.19501001-0031
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19501001-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の第一の問題に關連するところの日本の資本財輸出能力の推定である。

かくて長期的な經濟計畫は一九四九年のアジア貿易の諸變化乃至趨勢をいちおう容認し、ヨリ現實的な方法によつてすすめられようとするのであるが、それはさきにかかげた四つの主要な目標の中、第三の再建乃至修復の過程に一段階をきずく程度にしか達しないと思われる。アジア貿易のパターンは従つて浮動を續けるだらうし貿易バランスの壓力を除くことは今のところ出來ない。ただ日本と印度から始まるアジア貿易の形成力にわずかに期待されるのみである。

第十表

日本の對アジア極東地域向資本財輸出能力推定表

	生産能力	輸出能力	金額
トラックター及ブルト	3,000 臺	2,880 臺	11.5 百萬弗
トラック・車體	36,000 //	18,000 //	36.0
採鑛、削鑿機械類	60,000 トン	33,000 トン	10.5
粉碎篩選混合機械類	12,000 //	66,000 //	2.5
鐵骨	24,000 //	14,000 //	1.4
建築土木機械類	24,000 //	14,000 //	5.1
機械器具類	12,000 //	8,400 //	4.2
綿織機	96,000 臺	72,000 臺	31.0
絹及人絹織機	60,000 //	36,000 //	15.6
棉及スフ紡織機	1,200,000 鍾	600,000 鍾	17.3
蒸氣機關車	440 臺	430 臺	17.2
貨造車船具	9,980 //	7,920 //	14.2
重電氣機	560,000 トン	260,000 トン	71.0
農機	1,490,000kw	550,000kw	35.0
計			283.2

(註1) E. Staley op cit.

(註2) この點に關しては H. Belshaw, Agricultural Reconstruction in the Far East, 1947, p. 104.

(註3) アラン・ゾリフィン 國務省特別技術援助視察團のアジア復興計畫に關する報告案

紀伊國潮岬會合

羽原 又吉

目次

- はしがき
- 一、潮岬半島の自然
- 二、大島、串本を中心とする傳統時代
- 三、同地方を中心とする歴史時代
- 四、同地域の産土神とその擴大化
- 五、熊野神宮と潮岬會合との關係
- 六、潮岬會合の地域と鯉漁及原始信仰との關係

はしがき

紀伊國潮岬會合というのは今の和歌山縣潮岬を中心とする隣接の漁村くわしくは東牟婁郡下田原より西牟婁郡周參見に至る元十八ヶ浦の漁民をもつて組織する漁業上の會合であつて、毎年舊二月に大島浦が觸頭となつて潮崎神社に會合し、その年の漁業上の取極めを協議することが往古よりの慣例である。そして、この會合の席次は大島、串本、出雲三浦の順次で以下十八ヶ浦の漁民が着席する。この會合が元となつて今日の漁業組合が成立したのである。その起原は古く寛永年間の舊記にも「舊來の慣行云々」とあつて、「(前略)元來岬會合と稱し(中略)舊正月五月

紀伊國潮岬會合

九月ノ每十八日ニ潮岬村大字上野御崎神社ニ集合し漁業上ノ申合ヲナス。會頭ハ大島浦惣代自ラ之ニ當リ年行司ハ串本浦漁業主中ヨリ年々交代ニ之ニ當ル慣行ナリ、會員十八ヶ浦漁業主ニシテ時トシテハ數百人來會ス」〔舊藩時代漁政制度ニ關スル調査〕其三、水産局〕とあるを見てもほゞその内容を知り得ると思う。

一 潮岬半島の自然

元來東西牟婁郡の大部分は第三紀層に屬し七八分は水成岩で、その間に火成岩の噴出を見る。然るにこの小文の中心をなす大島浦は北部の一小部分を除けば大部分は火成岩の島で、對岸潮岬と同じ地的構成をもつてゐる。そして主たる岩石は玢岩、石英粗面岩であるから特異の風光を現出している。

ところでこの大島浦はかつては潮岬半島と合體した一大島であつたが後代に分離して、その中間に苗賀嶋、通夜島(ツヤ島)の二島と幾多の暗礁や突角を残したというのが地質學の見解のようである。然るに今の潮岬半島が過去において島から今の半島に變移したのは今の串本と潮岬の東方に大島が横たはわつてゐるので荒天のせつなど東風による激浪を遮り、そのため波浪のもちきたす土砂をこの間に堆積すると共にその後の地的變動と相まつて次第に沖積地をきずき上げ、いま見るごとき半島を形成したのであるから、分離しない前のいわゆる熊野灘の暖寒二流の交流による豊富な漁場は上文した一大島を中心とする古代海人族の憧れの海域であつたと推考することが筆者のもつ歴史地理學的見解である。

二 大島串本を中心とする傳説時代

廣く紀伊國における上代人文の發達についての大概はすでに他の若干の論文に述べたところであるから、ここでは省略するが、それと關連して或はむしろその最も重要な一環として、いまこの問題を考察する。

先ずこの地の傳説として、神武天皇御東行のせつ、初めに着陸せられたところが前出の通夜島(前記した未分當時の一大島)であつて、今の館ヶ浦または神屋敷という邊であつたか。再說すると天皇は名草戸畔等の原住海人族の鋭鋒を避けて熊野浦に廻つたが、潮岬附近の熊野灘の難航にあいこの通夜島すなわち當時の一大島に漂着したものと先ず一おう解釋しておく。

また一傳説に應神天皇三韓征討の歸途に忍熊玉の難にあい、これも轉じて紀伊に入り、この通夜島に上陸せられたのが、神屋敷の遺跡だといふ。

また他の一傳説に熊野權現御來降の時に大島西方の堂島(人形島または權現島ともいう)に休息せられて今の新宮に鎮坐し玉ふ。この緣故により新宮官幣大社熊野速玉神社の例祭には堂島に生ずる萱穂に掛魚したるを本村(大島)より貢獻する例だといふ。(以上「大島村誌」による)紀伊續風土記は次の如く記している。一物(神幸の先導に立つもの)馬に編笠着たる人形を乗す、舊は若き人を乗せたりといふ。衆徒正政所永田氏より出す。寛文記に、一ツ物は金襴の狩衣を着て萱穂十二本に牛王十二枚挟み腰にさして、筋馬に乗り御輿の先に立つ、萱穂は大島より獻するを衆徒等七日の間、神前に籠り、祈禱して出すといふ。按するに三前郷大島に權現島又堂島といふ小島あり、其の島の萱穂一本今も當宮に獻す、是れ舊は十二本なりしならん。

かやうに本村より献上の三掛の魚は例祭すなはち御船祭のとき御船島の島上にて贅にさゝぐるもので、一ツ物人形

は權現島に天降りよりのときの先導をした少女を象とられたものであらうと前文献は記している。

三 同地方を中心とする歴史時代

以上は上代より今に至る傳説の筋であるが、歴史的時代に入つて成務天皇の朝に大阿斗足尼を熊野國造に定め給うた。足尼は饒速日命五世の孫であることは特に注意すべきであらう。(後出)孝徳天皇のとき國郡郷名を定むるに當り熊野國を廢し一半を志摩國に屬せしめ、他半牟婁郷を木ノ國に入れた。そのご奈良朝のころまでに三前郷の名も起り神戸郷に屬したが、平安朝以後は權門勢家社寺の莊園領有が盛となり舊來の郷名もようやく變りゆいたようである。ともあれ中世以後になると莊園はいよいよ擴大され熊野三山も大に神領を擴め熊野の地は擧げて熊野別當の領有するところとなつた。この事はいまこの問題を考える上に重要な關係をもつものと思われる。鎌倉以後の歴史的段階を経て舊幕時代となるのであるが、ただその間において特に一言すべき點は元弘元年に小山左衛門尉實隆兄經幸と共に南海鎮撫のため熊野潮崎莊に居たが、當時潮崎氏は潮崎莊を小山氏は三前郷を領有していたようである。(大島村誌)なおこの問題を他の文書から見ると、中世の潮崎莊は總て十八ヶ村で西は周參見莊と界し北は佐本莊及三前郷と隣し串木以下の諸浦は海を隔てて大島に對し潮岬は半島として南に突出する一里餘である。

然るに「この地(潮崎莊)は古の三前郷の内なり中世那智山の管内となり潮崎氏領せしより潮崎莊の名起れり、訓同しきを以て通して鹽崎とも書す云々。小山氏又鹽崎氏と隣交厚く婚を通じ一族となり(中略)以後小山氏日に盛にして潮崎氏は衰へ云々」(郷土史料潮岬小學校)

(註)ここに注意すべきことは潮崎氏は熊野本宮の社官の家筋で、後文に記す御崎神社の神主は代々潮崎氏なり。

降つて舊藩時代における文書のうち、この問題に關係ある一齣を引用すると。

○沖間大様作法書上覺

當浦之儀は往古々水崎、明神、同神主方並同所沖合漁稼共下田原浦々上は周參見迄十八ヶ浦組合先規之通、一等相守り例年正五九月並月次十八日水崎會合御湯立當浦を始メ列座仕、若し沖間其外猥成儀御座候節は五ニ相糺し諸事廻文觸元仕來ニ御座候、然レ共面々浦方網代等之儀は其組其浦々之定も數條可有御座と奉存候、則近浦々共大様先規仕來左ニ奉申上候

〔下紙〕

本文奉申上候恒例之儀は何事ニ寄らず水崎組合之儀は新規之儀ニ而も往古々大島浦觸頭仕漁不漁ニ付御祈禱、其外若沖間作法ニ違候儀も御座候節は廻文觸元仕來り當浦申遺候へは聊も定ニ背候浦方無御座候

(當浦足見網代において串本浦 文政十三年寅十月
左七不法相働爭論に相成右一件 大島浦庄屋)

○乍恐御斷書付

一、別帳沖間作法書に奉申上候キビナゴ鯛水崎海に而取り、生ケ置候儀組合嚴敷法度と先規申儀は水崎、明神之第一神慮ニ不叶由神主初メ浦々共申傳ニ御座候(中略)鯉付ケ惡鋪鯉漁事自ら浦々漁船得漁相成不申候ニ付組合定ニ而古來々堅相禁し御座候、猶又水崎海上之儀は平生ニも若し水主人等廻船ニ而も怪我ニ而海中江落込候而

も不時ニ早々清メの御湯等當浦江申越献し不申候而は沙行相狂ひ一圓得漁二等ニ無御座候云々(同上)
これを見ても漁の豊凶を支配するは一ツに水崎神の神慮に出るものとの確心のほどを伺う。つぎに文化四年大島浦よりの「書上」の要旨を引用すると。

○慶長五年庚子調神事

一、往古串本の宮が通夜島に初めて天くだり玉ふとき大島浦水戸邑に迎へ奉る、その後串本浦へ遷し奉るといふ。串本の宮三座がそれである。大島浦には底筒男命を出雲浦には中筒男命が祀られてゐる。故に毎年正月十五日的祝ひ付ニ的大島浦持參するが、これに大島浦一人、串本浦と出雲浦は隔年一人合計二人、供物大島浦持參、神主串本浦での祝ひの役割を定むる。大島浦から串本浦への歸航のとき鰹釣りの所作をする。このとき大島浦では、ねりもの役者を調べて待つ。こゝに似土子の語あるも不明。

未詳の點もあるが、大筋のことは理解し得られる。

然るに維新後における潮岬會合の變遷は詳しいことは不明であるが、筋道は左の通り四つの段階を経過している。第一段階はとりあえず過去の潮岬會合を潮岬漁業組合と改名したが實質は潮岬會合と同一であつて、「此の會合は一の漁業會にして云々」と規約中にあるのを見てもほぼその性格は明かである。今その要點を大島村誌より抜萃する。

潮岬漁業組合

一、此の會合は一の漁業會にして其創設實に數百年前にあり、初め汐岬近海の漁民等同地に會合し規約の修正、漁業上の談話をなし古より此名を得たるなりとぞ。後寛永十四年に至り上野浦出雲浦串本浦有田浦田並浦江田浦

田子浦和深浦里野浦江住浦見老津浦周參見浦(以上西牟婁郡)、大島浦須江浦檜野浦古座浦西間浦下田原浦(以上東牟婁郡)の拾九ヶ村浦を以て組合格約を設け云々。

一、鰹漁には三月三日(舊曆以下同様)より五月五日迄先後順次(甲船飼付けたる魚は該船釣終て後に乙船捕獲す、乙終て丙丁順次に釣す)を以て之を捕獲す。尤甲船釣終る迄乙船「ツノ」三挺のみを下し捕獲することを得るといへども丙以下に至つては其順番迄一切之に手を下すことを得ず。且同季中は會合組たりとも鰹の餌にナゴ鰯(前引「乍恐御斷書付」にはキビナゴ鰯 筆者)を用ふることを禁ず。

一、同五月二日より九月九日迄前記の法を轉して順次の別なく互に自儘の餌鰯を以て競て捕獲す。而して會合に加はらざる漁船(小職船にて櫓七挺を供せず餌鰯を用ひす又は新規漁船にして會合に加入せざるもの)の餌付けたる魚は會合組の漁船見認次第順次の分ちなく競て之を捕獲するも拒むことを得ざるものとす。

一、「エドコ」鰯(魚名に非ず餌鰯の集合状態 筆者)を捕ふるに三月三日より九月九日迄餌網を以て捕獲することを禁ず。九月十日以後翌年三月二日迄餌網を使用するも妨なし。

一、甲船「エドコ」鰯捕獲するを乙船認め乙船其現場へ漕付んとするに之に施與せざることを計り其鰯を捨殺すること不相成務めて他船(會合組の漁船 筆者)に施與するを旨とす。

一、「エドコ」鰯に纏付したる諸魚を捕獲することを禁ず。上野浦字住崎沖より山崎迄の海中へ落入候敷或は鐵物等沈没するときは忽ち降潮變じて昇潮となる恐あり故に右の場合に於ては早速御崎社にて清潔の祈禱をなさんことを務むべし。

一、字逆戸にて餌鰯を捕ふるに日々該所へ漕付けたるものより順次に餌網を使用す。尤會合外のものには餌網を

使用致させざるべし、又宇瀬島にて餌鰯を捕獲せんとするときは會合組の漁船順序を追ひ互回に捕獲す。然れども右兩所の外上野一浦共有の網代場に於て漫りに諸魚を捕獲することを得ず。尤右兩所といへども餌鰯の外諸魚を捕獲するは上野浦に限れりとする。

一、甲船水夫にして該船を退さる内乙船より漫りに傭人ならざるものとし。

一、以上犯すものは會合席に於て其責あるべし。

一、潮岬近海にて龜突採一切不相成之を犯すものは違約金五圓を出さしむるものとし。

一、水夫の内、該船を退かんとするときは九月九日迄漁業主へ其旨申出るを法とす。

かくして、この會合は團體的行動により他よりの侵漁攪亂を防止し、内においては先規に基いて會合員の協同結合を強固にすることに務めた。他よりの侵漁防止に關する一、二例を擧げると「大島浦十八ヶ浦漁業入合稼爭議關係書類」中の「十八ヶ浦入合稼確證」に「一、水崎諸魚稼方之儀十八ヶ浦先規之通り入合候、但何れの浦も鰹取不相成

筈、一、水崎明神ニ正、五、九月會合之式先規之通盃貳ツ臺ニのせ、上成盃神主殿、初メ右成上座大島浦へさし、夫必順々相廻可申筈。一、御修覆之節(水崎神社を指す 筆者)奇進等之儀者跡方先例之通違亂無之筈。等を規定してゐる。

ところが明治十七年十二月布第八拾貳號布達「同業組合準則」に基き當漁業組合(漁業會)も新しく潮岬漁業者組合申合規約を評定するの機運に達した。それは明治十八年三月であつて、つまり第二段階に達したのである。いまそのときの評定を「潮岬漁業會ニ係ル保管書類明治十八年大島浦」より抜萃すると。

潮岬漁業組合申合規則

當沿海ノ漁業法タル古來ハ相互ニ結約保護シ其實際ニ妨害アリト認ムルモノハ改良或ハ禁止スル等素ヨリ我沿海ノ海産ヲ愛護シ事業ヲ振起擴張セシムルノ舊例ナリシモ維新以降其例弛緩シ數百年來慣行アル漁場モ他管ノ漁夫侵入シテ濫獲酷漁ノ業ヲ恣ニスルモノ追々輩出シ終ニ正業者ヲ妨害シ組合ノ漁業日ヲ逐テ衰頽セントス、因テ今般組合同業者相會シ申合規則ヲ設置シ古來ニ徵シ漁業ヲ鞏固ナラシメ益々漁業ヲ改良シ水産ヲ愛護シ以テ將來ノ繁殖ヲ企圖センコトヲ要シ(中略)潮岬漁業組合申合規則ヲ設書スル左ノ如シ

總 則

(第一條略) 第二條 海面漁場ハ古來ノ慣行ニヨリ上ハ西牟婁郡市江崎ヨリ下ハ東牟婁郡下田原浦字ヲニヤド島ヲ以テ大區畫ト定メ組合共有ノ漁場トス。(但書略) 第三條 (前略) 捕魚採藻スルモノハ古來ノ慣行ニヨリ其本村特占ノ場所ハ其村ノ專權ニ歸シ甲乙入會ノ場所ハ其入會漁浦ヲ限リ所用スルハ勿論タルベシ。 第四條、(前略) 漁法ハ豫メ古來ノ慣法ニヨルト雖モ毎年會議ニ於テ彼我妨害ノ有無ヲ審議シ其害最モ著シキモノハ改良又ハ停止シ或ハ廢止スル事モアルベシ。 第五條 組合漁場ニ於テ新規漁法又ハ新發明ノ漁業器械ヲ使用セントスルトキハ組合ハ會議ニ付シ(中略)審議シ許否ヲ評決スルモノトス。(第六、第七條略) 海面漁場區畫並漁法、第九條 組合共有ノ漁場ニ於テ使用スヘキ重ナル漁法種目及期節ハ豫メ左ニ定ム。(但書略) 一、鰹漁法制限ヲ分テ左ノ二種トス。 第一毎年陰曆五月五日ヨリ同九月八日迄ハ組合漁船相集テ互ニ漁ス之レヲ(方言) 押上ゲ釣ト云フ。 第二陰曆九月九日ヨリ翌年五月四日迄當初目撃シテ該魚ヲ飼ヒ付ケ其舟限リ之レヲ漁スルヲ稱シテ銘々釣ト云フ、故ニ(中略) 元船漁業申其右舷ニ漕着ケタルモノヲ二番船トシ(中略) 若シ二艘同時ニ漕着タル時ハ元船ノ艙ニ着セシテ前トシ其舳ニ着シタルヲ後トシ云々。 元船漁業中二番ニ漕付ケタル漁船ハ角竿貳本(方言)モタエ竿ヲ使用シ得ルト雖モ餌魚ヲ海

中ニ散布シ或ハ釣ヲ垂レテ漁スルヲ得ス云々。一、餌魚捕獲法 (前略) 生餌場(方言)エドコ場ノ漁法ハ可成的舊慣ヲ履行スベシ故ニ(中略)該魚ノ群集ヲ認メ捕獲ノ計畫ヲナセシモノハ他船ノ之ニ漕付ケ濫リニ捕魚スルヲ得ス、尤モ其捕獲セシ漁船ニ於テ自用ニ餘アリ他船ヨリ分與ヲ乞フ時ハ直ニ之ヲ分與スヘシ云々。一、禁止漁法 組合各浦特占ノ慣行アル漁場及網代先ニ於テ其魚ヲ釣り取り又ハ他ノ漁法ヲ以テ網代漁ニ障害アル漁法ヲナス可ラス。點火漁藥ハ諸漁ノ妨害最モ著シキモノナレハ彼我確ト禁止シ火漁ヲナス可ラス云々。第十條 組合委員選舉 組合員ハ一村一人、漁舟五艘ニ付一人以上、五艘ヲ増ス毎ニ一人ヲ加エ五艘未滿ハ一人トシ以テ一村ノ定員トス。(第十一、十二條略) 委員責任 第十三條 組合委員ハ當海面ハ勿論自浦特占ノ漁場及入會稼場等ノ取締ヲナシ其他漁業ニ關スル一切ノ責ニ任スヘシ。(第十四條略) 第十五條 組合漁民ニシテ此規則ニ違背シ亂業ヲナスモノアル時ハ(中略)其業ヲ停止シ妨害ニ係ル相當ノ辨償ヲナサシムヘシ云々。(第十六條略) 會議組織 (第十七、十八條略) 第十九條 本會ヲ管理スルハ古來ノ慣例ニヨリ、東牟婁郡大島浦ト西牟婁郡串本浦ノ二ヶ浦トシ各其事務ヲ分擔スル云々。(廿條一卅一條略)

この規約は明治二十一年十月に潮岬漁業組合大島浦事務所より戸長宛に提出したものであるが、その奥書に。
一、當潮岬漁業組合ノ義ハ舊政ニ付田邊藩新宮藩ノ中間ナル和歌山藩領、西ハ市江崎ヨリ東ハ下田原浦字大山出シ迄ノ海面ヲ占有漁場トシ(中略)毎年三回ヅ、潮岬神社ニ集合シ漁業上ノ研究ヲ爲シ(中略)數百年ノ久數今日ニ至ルモ尙歴然タリ、先ニ東牟婁郡浦神村ハ當組合ニ加入セン事ヲ欲シ(中略)其加盟ヲ請求シタルモノ數回ニ及ブト雖モ我組合ハ承諾セサルノミナラズ議會ノ傍聽ヲ乞フスラ許サスシテ終ニ退去センメタリ云々。
これらの記録を見れば何れも前文に述べた諸文書と全く同一趣旨のものであることが明かとなる。

ところで時の農商務省は明治十九年省令第七號を以て「漁業組合準則」を公布した。これは上に述べた「同業組合準則」に倣つたものであるが、漁業者としては當然「漁業組合準則」に従つて漁業組合を新設するに至つた。當組合においても明治二十年準備に着手したが當時の熊野浦潮ノ岬組漁業會の「明治二十年通常會決議録」によると次の記事を見る。

一、舊慣行諮問調査表

(第一項―第四項略)

一、鮎細漁ノ制限

(營業期限略)

一、漁業組合準則設置ニ付準備ノ爲メ組合浦村委員會合議決契約證書

(第一章委員選舉―第八章雜則まで十九ヶ條を規定)

その内容は前引「同業組合準則」に従つた場合とほとんど同一であるから、ここでは省略するが、ともあれ、これによつて名實一致する漁業組合準則による潮岬漁業組合が成立して第三段階に入つたわけである。然るに最後の段階である明治卅五年七月舊漁業法實施と共に當組合も初めて法的根據の上になつた漁業組合が成立するに至つたわけである。それ故に嚴格に言えば第二、第三段階は合一して第二段階漁業組合準則時代とすれば維新以後における潮岬會合の發展は結局三段階を経過して今日に到達したことになる。

四 同地域の産土神とその擴大化

はじめに具體的な神社及祭神を地區的に紹介し説明すると。

大島浦に水門宮(若宮ともいふ)があり、串本に串本ノ宮があり(しほぎき本宮或は本宮ともいふ)があり、上野浦潮岬頭に水崎明神——潮岬會合の行われる宮——があり、祭神は何れも同一の海神であるという。紀伊續風土記は説明して、串本の本ノ宮は大島、出雲、串本三村の氏神にして、その地の土人は、しほ崎本ノ宮という。これは御崎(水崎)明神の古の社地であつて此處より上野御崎の地へ遷座し給うたから本宮というのであろうという意味のことを記している。

ところで、この串本ノ宮すなわち、鹽崎本宮の祭神三座の底筒男命、中筒男命、上筒男命のうち底筒男命は大島浦水門神社の祭神で、中筒男命は出雲浦神社の祭神、そして上筒男命は串本浦本宮祭神の一つでもある。もつとも熊野關係の記録では串本ノ宮の祭神を住吉明神、少彦名神とあるやうだが正確のことは不明である。いずれにしても海神であることはまちがいない。

さてこゝで考えねばならぬことは、前文の通夜島降下——上陸と神々が當時の一大島であつたと推定する(前説)今の大島水戸に上陸し給ひ前文した串本ノ宮の祭例に見る如き経路を辿つて地方の串本に御遷居し給うたとすれば、海神三座のうち底筒男命を大島に、中筒男命を出雲に祭り、本宮を串本に祭つて、ここに三ヶ浦すなわち大島、串本、出雲が後代の潮岬(水崎)會合の中心となつて十餘ヶ浦の原始的の中核を形成したことも理解せられ得ることと思われ。

ところで、潮岬會合の行われる潮岬神社(水崎)のある潮岬半島は前文に推考した通り初めは今の大島及その諸島と合一した一大島であつたのが後に分離して一方は地方と連結して半島を形成したとすれば、そこに潮岬明神として少彦名神を串本の本宮より遷座し申上げ、嶽頭たかく熊野灘の饜海域を守護し給うことになつたのだと考へたい。勿

論その時代は不明であるが、第一段階の大島、串本、出雲の三ヶ浦時代よりもかなり後のことと考へられる。もつとも潮岬會合の際に祈禱湯立の儀式が行われ、そのとき先ず讀まれる大般若經(今はこの地の高松寺にあり)六百卷(永享三年か七年か)の寫經のうち古きは曆應、康永のものもあつた。これらから推すと三ヶ浦が中心となつて十八ヶ浦一團の潮岬會合の創設はおそらく南北朝ごろ乃至その以後からではあるまいかと考へる。序に再言するが、串本本宮より遷座し申上げたという祭神、少彦名命は前文した如く古代熊野の海神中でもかなり重要な神であつて、「少彦名命行至熊野之御崎」(神代卷)しかも間もなく常世國に去られたが、身體の小さな大變に敏活な性格の海人(神)であられたから、來るにも去るにも漂蕩として、いつも波浪の間に出没せられて、ところに意味ふかき歴史的な性格を現わしている神であつたことは注目すべきであると思ふ。かように記してみると、前文の第一段階は前潮岬會合時代であり、いま述べた第二段階が潮岬會合創成時代に當るのであろう。

最後に以上のべた諸神ならびに御崎神社云々等については色々の問題が残されているから以下これらについて簡単に説明しておく。

第一に延喜式に「牟婁郡海神社三座」とあり、また紀伊續風土記は串本宮の祭神を住吉明神と記している。住吉三神を以て串本ノ宮の底、中、上筒男命にしたのは必しも不當ではないとして、延喜式海神社三座、また三代實錄の貞觀十七年十月十日「(略)府中神從五位上、紀伊國正六位上三前ノ神從五位下」を授く、の三前神は共に日高郡小池莊和田浦にある御崎大明神社であつて、その日ノ御崎——比井御崎の海域を守護する土地の産土神(大永のころ和田より勸請)であるのと屢々混同されるおそれがある。少くも紀伊國神名帳にあるのは、この日高郡日ノ御崎の御崎大明神である。それというのも熊野三山の勢力が強大となり、この地もその支配下に入るようになると、この御崎大明

神の名はいよいよ高唱せられるようになる。それと同時に古くよりいわゆる熊野御幸が屢々行われ、この地の御埼大明神の名は早くより喧傳せられたと思うが、その道筋の中邊路はもとよりのこと大邊路をはすれた、しかも土地險惡な潮岬(水崎明神)半島などの神々は長い間、都人士の注意の外にあつたものと考えられぬでもない。ただそれが南北朝以後になつて熊野新宮の勢力に鹽崎氏の支配が大島・串本・潮岬等を含む莊崎莊が昔の三前郷にとつて代る時代になると、潮岬所在の水崎明神も廣く世の注意を惹くようになり、又従つて世俗的に兩者の混同もないとは限らない。

なおこの問題について、甲斐國志卷三神社部に「御崎明神上野村」の記事が詳細にあるが、大百科典(平凡社)に「表門神社(山梨縣西八代郡上野村鎮守)式内社中世御崎明神と稱す」とあつて右の甲斐國志は表門を上野と解し、紀州潮岬御埼明神の所在地上野の轉語であることが考えられるが、またこの外にも同じ關係の場合があることを想像出来るが、凡らくこれは熊野三山の發展に伴い諸國に流布するに至つたものと考えられないものであらうか、後考にまつ。

五 熊野神宮と潮岬會合(御崎明神)との關係

熊野速玉神社の渡仰祭禮に馬乘人形の肩にさす萱の穂及掛魚などは前文した如く大島浦權現島のものでなければならぬ。また潮岬(水崎)明神の一名「御崎觀音」は那智山の末社であり、岬會合の際の大般若讀經は特に那智山から僧侶が來會する。さらにまた大島以下岬會合の觸頭の諸浦は中世において那智山の神領であつた。時代は新しいが文化年間に新宮が串本しほ崎ノ宮(串本本宮)を末社扱にせんとしたに對し本宮は反對している。(本宮文書)さらにまた御埼神社の代々の神主潮崎氏(または鹽崎氏)が熊野本宮社官の家筋であることを、もう一度思い出す必要もあらう。そしてまた冒頭に述べた通夜島上陸の神がやがて新宮に遷座し給うという一傳説の如きは、明かに熊野勢力がこの地に

まで侵入してきた後代の作爲傳説であらうことも推定できるようである。

これを要するに熊野神宮と潮岬會合との關係は神宮社領が擴大されて古の三前郷もその支配下に立つところから熊野神宮の手が潮岬會合にも侵入してくるようになる、會合衆も時の政治的支配者たる熊野と結びつき、そこに神佛混淆の御埼明神(潮岬)の新たな信仰が成立するに至つたわけである。従つて潮岬會合の精神的方面からいえば初めは純一な原始的産土神的乃至民族的信仰であつた(これが前潮岬會合時代の段階)ものが、潮岬會合創設時代に入るとこの信仰は十八ヶ浦を一團とする地縁的、地方的守護神にまで擴大せられることとなつたのである。然るに今のべた莊園時代になると、さらにその信仰は政治的權力と結びついて、熊野信仰と海神信仰との混淆した一種禱的な不純な信仰に變つたが、それも徳川氏統一の封建時代に入ると禱的な信仰に對する力は次第に薄らいで寧ろ藩の漁政策の當否つまり人に對する人的信仰へと重きをおくことに變つてきた。

然るに維新後になつて漁業法の實施されるに至ると、もはや人に對する信仰や期待ではなくて、法の保護による權利への期待と信仰にまで發展するに至つたのである。だが、どの段階においても通して、これを裏づけているものはどこまでも熊野灘鰹漁の經濟的収益の獲得と時代的の消長はあつても、それと密着する原始的信仰であることを看過してはならぬ。

六 潮岬會合浦の地域と鰹漁及原始信仰との關係

潮岬會合浦の地域を右の三前郷に限定したのは前述の通りであるが、その地域は上り潮(寒流)と下り潮(暖流)の接觸海域でいわゆる熊野灘の中心である。この海域の北端は周參見莊口和深村三石で、東南端は太田莊下田原である

が、この邊から鱈の豊富な下り潮は次第に沖合へ向つて離れるから、もちろん年により多少の變動はあるが、大體において三前郷沿海すなはち會合浦十八ヶ村は最も良好な鱈流域と一致しているわけである。もつとも太田莊は舊三前郷のうちではなかつたようである。以上の自然的關係は彼等をして呷會合なる一團を成立せしめると共に精神的な結合力としては大島、串本、出雲の觸頭三ヶ浦のもつ産土神信仰である通夜島上陸海神を以て潮岬の御埜明神社（水崎明神）に勸請し、その神力加護の下に鱈漁の獨占的收獲を營まんとしたのである。そこに前項に記した熊野勢力が侵入してきたわけである。

ところで、その鱈漁の豊凶いかんは一に御埜明神の加護いかんによるものであるから鱈漁と御埜明神の信仰とは彼等にとりて密接不可分の關係に立ち、生活―鱈漁―信仰であるから比較的信仰の衰えた封建時代に入つても、右の海域において海中に落ちるとか、または金物の類を落とすとか、その他色々の行爲、一言にいえば幾多のタブーがあつて、それを破るときには直ちに身を清め湯立などして一定の方式に従い明神の怒りを鎮め奉らねばならない、少くもそれが上代からの嚴格な規定であり生活そのものでもあつた。ただそれが舊幕期ころになると實行の上においてかなり弛緩してきたことは前文に述べた通りである。

最後に信仰に関する一、二の土俗を附記すると、大島串本を初めこの地方の漁民は戦前までは毎年濠州沿海に貝類漁業に出稼する。その數は何百人という多數であるが、彼等は出發に際し先づ御埜明神に參拜し拜殿の周圍に敷き詰めた黒色の玉石（基石大）一個を必ず携帯し日夜いかなる場合にも決して肌身をはなさない。そして歸國の上はそれを倍すなわち二個を再び玉石として返納する、それは出稼中に神の加護により無病息災にて歸郷できるからであるといふ。

つぎにこの地方の漁民は例えば神殿に参りいよいよ參拜せんとするときか、或は出漁のためいよいよ船に乗り移らんとするときとか、何かある種の行動に移らんとするとき、その瞬間「ツヤ」と獨語する習慣がある。この沿海では尾鷲、引本でも「ツヤ」、三輪崎では「ツイヨ」、古座では「ツイヨロ」といふ。この土俗は志摩沿岸にもあるといふ。筆者は今日までその意義を解し得ないでいる。或はこの地の「ツヤ」は例の通夜島へ神々が初めて上陸されたのであるから、その通夜からきたのではないかなどと思つたこともあつた。